明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一）　一

〔告　示〕

○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**九）　二

○資源管理基本方針の一部を変更する告示（**同**一〇）　三

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**五、八）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**六、九、一一）　八

○直轄砂防工事を施行する件（**同**七）　一〇

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一〇）　一〇

〔官庁報告〕

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所
免責関係　一〇

特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一九

地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、公示送達、押収物還付関係　二〇

会社その他
会社決算公告　三三

省令

○農林水産省令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月六日

農林水産大臣　野村　哲郎